

秋商工発第410号
2022年9月30日

生命共済制度 加入事業所 各位

秋田商工会議所
会頭 三浦 廣 巴



生命共済制度 入院見舞金の支払い対象の取扱いの変更について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は、商工会議所共済制度の運営につきまして格別のご協力を賜わり、厚く御礼申し上げます。

さて、この度政府が新型コロナウイルス感染症に係る発生届の範囲を全国一律に重症化リスクの高い方々に限定するとして発表を受け、生命共済制度を委託している保険会社の支払い対象に準拠させるため、新型コロナウイルス感染症における宿泊療養・自宅療養による入院(「みなし入院」)について、入院見舞金の支払い対象を、2022年10月11日(火)より以下の通りに変更させていただきますのでご連絡いたします。

本件につきまして、ご不明な点がございましたらお手数をおかけいたしますが、下記問合せ先までご連絡くださいますようお願いいたします。

引き続き、商工会議所共済制度をご活用くださいますようよろしくお願い申し上げます。

敬具

記

◆新型コロナウイルス感染症における宿泊療養・自宅療養による入院(「みなし入院」)による入院見舞金の支払い対象の変更内容

- 2022年10月11日(火)以降に新型コロナウイルス感染症と診断された方のうち、重症化リスクの高い方々(※参照)を除き、入院見舞金の支払い対象外とさせていただきます。
- 2022年10月10日(月)までに新型コロナウイルス感染症と診断された方に対してのお支払いは、これまで通りの対応をさせていただきます。

※重症化リスクの高い方々(証明書類が必要)

65歳以上の方／入院を要する方／新型コロナ治療薬を投与された方／
新型コロナの罹患により酸素投与が必要な方／妊娠されている方

【問合せ先】

秋田商工会議所 経営支援部 検定・共済推進課

TEL：018-866-6678